

添付資料 1**辰巳法律研究所が調査した平成 14 年度「司法試験第二次試験 短答式試験」憲法No. 5 肢別正答率**

※本調査は、平成 14 年度の短答式試験を受験した 5342 名（短答合格者 2495 名含む）の受験生に協力していただき、短答式試験において実際にマークした解答肢を調査したものです。

分類	肢 1	肢 2	肢 3	肢 4	肢 5
受験生全体	0.8%	7.6%	47.5%	35.1%	8.8%
合格者全体	0.2%	5.7%	59.6%	30.2%	4.2%
不合格者全体	1.3%	9.2%	36.8%	39.4%	12.9%

司法試験の正解異議申請制度について

インターネットを利用した司法・行政試験 正解異議提起要領

異議提起は下記の順守事項を守り作成して下さい。重複した内容の異議提起はお断りいたします。異議提起内容に対する反対意見提起も可能です。該当科目を検索し、既に申請されている異議提起問題を確認後行って下さい。

異議提起について個別答弁は行いません。最終正解公開で代えさせていただきます。

異議提起内容は正解確定会議を通じて正解審査委員会議審議を経て確定します。最終正解は「大法院（日本の最高裁判所にあたる）ホームページ／司法情報広場／試験情報／試験広告及び合格者発表覧」に掲示予定。

順守事項

- ・ 題名作成

異議提起の題名は必ず「科目名／問題番号／受験番号」順に作成

異議についての反対意見提示は「科目名／問題番号／受験番号（年度）についての反対意見」と題名作成

- ・ 本文作成

仮正解、受験生の主張、主張の根拠の順に記載

- ・ 必ず実名で申請する事

インターネット正解異議申請ページ案内

法務部ホームページ (<http://www.moj.go.kr>) の左下試験情報をクリック→試験情報

インターネットサービスページの左下の正解異議提起をクリック

担当部署電話番号：02-3480-1287